

第3回みよし市特別職報酬等審議会次第

日時：令和2年1月14日（火）

~~午後2時から午後4時まで~~

午前11時から

場所：みよし市役所5階 特別会議室

政策審議会室

1 会長あいさつ

2 審 議

3 その他

※ 答申

令和 年 月 日（ ）午 時から

みよし市特別職報酬等審議会資料

資料 1	みよし市特別職等給料・報酬の改定状況	1
資料 2	愛知県各市特別職報酬等審議会開催状況	2
資料 3	愛知県各市財政比較一覧表（平成30年度決算額 普通会計）	3
資料 4	愛知県各市財政比較一覧表（財政健全化指標）	4
資料 5	用語について	5
資料 6	市長、副市長、教育長並びに議会、議長、副議長及び議員の職務	6
資料 7	給与勧告の骨子（人事院勧告の内容）	7
資料 8	人事院勧告と給料の改定状況	8
資料 9	愛知県下各市特別職、議員報酬一覧表	9
資料 10	愛知県下各市特別職、議員支給総額試算一覧	10
資料 11	議会の活動状況	11
資料 12	近隣市町の議会委員会等行政調査費の状況	12
資料 13	みよし市議会政務活動費	13
資料 14-1	みよし市議会における最近のうごき（平成29、30年度）	14
資料 14-2	みよし市議会における最近のうごき（令和元年度）及び議案審議件数、 委員会開催状況	15
資料 15	平成30年度決算でみる議員報酬の費用の比較 （参考）	16
資料 16	平成29年度みよし市特別職報酬等審議会の答申（写） ————— 資料 1～16 第1回審議会資料 —————	17～18
資料 17	検討事項整理	19～20
資料 18	○特別職の職員の給与について（自治省行政局長通知）	21～23
資料 19	近年における消費者物価上昇率	24
資料 20	議会費の過去5ヶ年の一般財源に対する構成割合	25
資料 21	委員長職に対する報酬加算について	26
資料 22-1	愛知県下各市議員報酬月額総額の住民一人当たりの額一覧表 （住民基本台帳人口順位昇順）	27
資料 22-2	愛知県下各市議員報酬月額総額の住民一人当たりの額一覧表 （議員報酬月額総額の住民一人当たりの額順位昇順）	29
資料 22-3	みよし市議員報酬月額増額改定試算表 ————— 資料 17～22-3 第2回審議会資料 —————	31
資料 23	答申（案）	32～34

令和 2 年 1 月 日

みよし市長 小野田 賢 治 様

みよし市特別職報酬等審議会
会長 古 賀 智 敏

みよし市特別職の報酬等の額について（答申）

令和元年 11 月 21 日付けで諮問のありました、みよし市特別職の報酬等の額について、厳正かつ慎重に審議を重ねた結果、次の結論に達したので答申します。

記

1 審議会の結論

- (1) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員（以下「特別職」という。）の報酬等の額について、市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議長及び副議長の報酬月額については据え置きとし、常任委員長、特別委員長及び議員の報酬月額については次のとおり引き上げることが適当です。

区 分	現行の月額	改定後の月額
市長	923,000 円	923,000 円（据え置き）
副市長	761,000 円	761,000 円（据え置き）
教育長	691,000 円	691,000 円（据え置き）
議長	496,000 円	496,000 円（据え置き）
副議長	425,000 円	425,000 円（据え置き）
常任委員長	387,000 円	397,000 円（10,000 円増額）
特別委員長	387,000 円	397,000 円（10,000 円増額）
議員	375,000 円	385,000 円（10,000 円増額）

- (2) 改定実施時期は、令和 2 年 4 月 1 日が適当です。

2 審議の経過

本審議会は、令和元年11月21日に貴職から、「本市の特別職の報酬等の額について」及び「改定の必要性を認める場合には、その額及び実施時期について」意見を求められました。

そこで、本審議会においては、

- (1) 委員は、公正中立の立場から、市民の代弁者として広い視野に立ち、自由な意見により諮問内容を検討する。
- (2) 審議に幅広く市民の意見が反映され、市民の理解が得られる答申となるよう留意する。
- (3) 人事院勧告に準じた一般職の給与改定の状況を参考にする（情勢適応の原則）。
- (4) 人口規模や財政状況を勘案し、他市との報酬額等の均衡が保たれるよう考慮する（均衡の原則）。
- (5) それぞれの職における責任の度合いや職務の特殊性を考慮する。

以上のことを基本的立場として、令和元年11月21日、12月17日及び令和2年1月14日の計3回にわたり検討を行いました。

なお、検討に当たっては、特別職の職務内容と職責、人事院勧告の経緯と内容、これまでの本市の特別職報酬額等の改定状況、県内市の人口規模、財政規模、議員定数、特別職の報酬等の額の状況、近年における消費者物価上昇率、議会の活動状況、政務活動費及び行政調査費の状況、議会費の過去5ヶ年の一般財源に対する構成割合、議員報酬月額に住民一人当たりの額、本市の議会に関するアンケート調査報告書等の各種資料を参考にしました。

3 結論に至った理由

市長、副市長及び教育長の諸手当を含む給料等の支給総額は、県内他市さらには人口や産業構造によって分類された県内の類似団体と比較検討したところ、人口規模、財政規模等総合的に判断して、他市との均衡が保たれていることから、現行の額を据え置くことが適当であると判断しました。

次に、議会の議長、副議長の報酬額についても、人口規模等総合的に判断し、概ね均衡が保たれていることから、市長、副市長及び教育長と同じく、現行の額を据え置くことが適当であると判断しました。

そして、議員の報酬額については、県内類似団体と比較すると低い水準にあり、同規模人口市と同等程度とすることが望ましいとする意見もありましたが、

市民の意見の反映、市民の理解という本審議会の基本的立場からは、議員活動を過少に評価するものではないものの、報酬額の激変は避けるべきと判断し、10,000円の引き上げが妥当であるという結論に至りました。

最後に、常任委員長、特別委員長の報酬額については、その職責を鑑みて、議員同様に10,000円の引き上げが適当と判断しました。

4 おわりに

本市においては、今後、国の税制改正による法人市民税の大幅な減収が見込まれる中、社会保障関係経費や施設の維持補修費の増加に加え、多様化する市民ニーズへの対応や、新たな行政課題への適切な対応が求められており、行政運営は一層厳しさを増していくことが予想されます。

こうした状況の中で、本審議会においては、他市との比較や議会の活動状況を勘案し、議会の常任委員長、特別委員長及び議員の報酬額については引き上げとする答申をいたしましたので、議員におかれましては、市民の負託に応えるべく、その果たすべき役割と責任を十分認識され、住民福祉の向上のために、なお一層ご活躍いただくことを願うものであります。

なお、本審議会においては、議会の活動状況等について詳細な説明がなされたうえで、各委員が慎重に議論を重ねたものですが、様々な議論の経緯に鑑み、以下二点の意見を付帯することとします。

- (1) 議会活動の市民への発信、見える化、そして、議会活動で得られた成果の市民への還元をさらに進めていただき、次回の審議会においては、それらの評価も踏まえ、今後の経済情勢も考慮したうえで、さらなる改定の必要性についてご審議いただくことができる状況が整うことを期待すること。
- (2) 仮に、今後、議会活動を取り巻く環境に大きな変化が生じる場合には、次回審議会の開催を待つまでもなく、議員の報酬額についての諮問がなされるべきものであること。

